

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号、以下「県規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、長野県県民文化会館（以下「会館」という。）が発注する調達契約（工事又は製造の請負、物品の買入、その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託を除く。））に関し、一般競争入札に参加しようとする者（代理人を含む。以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について明らかにするものです。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおりです。

2 競争入札参加者に必要な資格

入札公告に示す「入札に参加する者に必要な資格」に該当する者であること。

3 競争入札参加者に必要な資格の確認

入札参加者は、入札公告等に記載された事項について、別紙様式1によりこれを証明の上、別記3の(2)により持参又は郵送により提出してください。

なお、入札参加資格を確認した場合は、競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を交付します。

4 入札手続等

- (1) 入札参加者は、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し、承諾の上で入札してください。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記5に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- (2) 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式2による入札書を直接提出してください。

郵便、電話、ファックス、その他の方法による入札は認めません。

ア 日付

イ 競争入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

ウ 代理人が入札する場合は、競争入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び委任状（別紙様式3）に押印した印鑑の押印

エ 入札参加資格に基づく登録番号

オ 電話番号

カ 調達物品名

キ 入札金額

- (3) 使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (7) 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがあります。
- (8) 入札参加者の入札金額は、本件調達に係る一切の経費を含め入札金額を見積るものとします。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (9) 入札参加者は、別添契約書（案）に基づき契約条件を確認の上、入札金額を見積るものとします。
- (10) 入札書の提出及び開札の日時及び場所は、別記3の（1）のとおりです。
- (11) 開札は、競争入札参加者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (12) 入札場所には、入札参加者並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び(11)の立ち会い職員以外の者は入場することができません。
- (13) 入札参加者は、開札時刻後においては、入札場所に入場することができません。
- (14) 入札参加者は、入札場所に入場しようとするときは入札関係職員に確認通知書及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は、別紙様式3による入札権限に関する委任状を提出しなければなりません。
- (15) 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場所を退場することができません。
- (16) 入札場所において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場所から退去させます。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために協定をした者
- (17) 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人になることはできません。
- (18) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をします。なお、入札回数は3回を限度とします。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。なお、この場合の見積り回数は3回を限度とします。

5 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を別記3の(1)の入札日時までに納付しなければなりません。

この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保等の額は、入札しようとする見積

額（消費税込）の100分の5に相当する金額以上とします。

なお、入札保証金について免除要件に該当するか否かは、別紙様式1を用いて審査します。この審査において、県規則第127条各号に該当すると認められた場合は入札保証金の納付を免除します。

入札保証金の納付は、別に定める方法により金融機関から納付し、領収印が押印された領収書を別記6に提出してください。

- (2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えてください。

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を別記6に提出してください。
- (4) 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは手形を、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出してください。
- (5) 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは小切手及び金融機関の保証書を添付して提出してください。
- (6) 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは当該保証書を添付して提出してください。
- (7) 入札参加者、保険会社との間に会館を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出してください。
- (8) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとします。
- (9) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、会館に帰属するものとします。また、納付を免除された場合においては、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収します。

6 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とします。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 調達物品名及び入札金額のない入札書
- (5) 競争入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札
- (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとします。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の合計額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければなりません。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類、価値及び手続きは、5の(2)から(7)までの入札保証金の定めを準用します。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、会館に帰属するものとします。また、納付を免除された場合においては、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収します。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付します。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して5日以内に契約書の取りかわしをするものとします。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとします。

10 契約条件

別添契約書（案）のとおりです。

11 その他必要な事項

- (1) 入札に関する事務を担当する部署の名称及び所在地は別記4のとおりです。
- (2) 入札参加者は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (3) 本件調達に関しての問い合わせ先は、別記5のとおりです。

【別 記】

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品
長野県県民文化会館 大ホール用コインロッカーの購入
- (2) 物品の規格等
別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所
長野県県民文化会館
- (4) 納入期間
令和6年9月30日まで

2 競争参加に必要な等級等

長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示 第588号）の「物件の買入れ」の等級がA、B又はCに区分されている者

3 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
日 時：令和6年7月31日（水）10時00分
場 所：長野市若里一丁目1番3号 長野県県民文化会館 3階第2会議室
- (2) 入札に参加できる者であることを証明する書面の提出期限及び場所
期 限：令和6年7月26日（金）17時00分
場 所：380-0928
長野市若里一丁目1番3号 長野県県民文化会館 施設運営課

4 入札に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

担当部署：長野県県民文化会館 施設運営課
所 在 地：380-0928 長野市若里一丁目1番3号

5 本契約に関する問い合わせ先

お問い合わせ先 長野県県民文化会館 施設運営課
所在地：380-0928 長野市若里一丁目1番3号
質問書：別紙様式4（質問受付（E-mail又はFAX）は7月22日までとし、回答は7月24日15時にホームページへ掲載します。）
電 話：026-226-0008 FAX：026-226-1574
E-mail：kenbun@naganobunka.or.jp

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保等の提出先

提 出 先：長野県県民文化会館 施設運営課
所 在 地：380-0928 長野市若里一丁目1番3号